

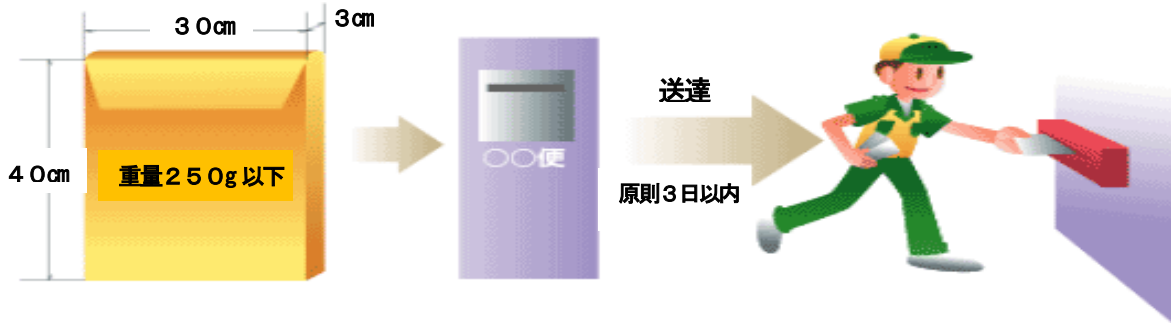
# 信書便事業の種類

## I 一般信書便事業（全国全面参入型）

一般信書便役務を含む信書便の役務を提供する事業をいいます。

### ○ 一般信書便役務とは、

- 1 長さ、幅及び厚さがそれぞれ 40cm、30cm 及び 3cm 以下であり、重量が 250g 以下の信書便物を送達する役務
- 2 国内において差し出された日から原則 3 日以内に信書便物を送達する役務



## II 特定信書便事業（特定サービス型）

下記のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみを提供する事業をいいます。

### ○ 特定信書便役務とは、

- 1 長さ、幅及び厚さの合計が **73cm** を超え、又は重量が 4kg を超える信書便物を送達するサービス（1号役務（大型信書便役務））



- 2 信書便物が差し出された時から 3 時間以内に当該信書便物を送達するサービス（2号役務（3時間役務））



- 3 その料金の額が **八百円** を超える信書便物を送達するサービス（3号役務（高付加価値役務））



※ 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額は 800 円超、引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務の料金の額は重量及び配達地に応じて異なります。

注：平成 27 年 6 月 12 日郵便法及び信書便法の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 12 月 1 日（施行）から、73cm 及び八百円に変更になりました。